2013年7月5日(金曜日)

믉 外 (毎月5、15、25日発行) (大阪版) 1950年12月16日第三種郵便物認可



発行 日本平和委員会 〒105-0014 東京都港区芝1-4-9 平和会館 電話 03(3451)6377 FAX 03(3451)6277

大阪版編集 大阪平和委員会 〒543-0012 大阪市中央区谷町7-3-4 新谷町第三ビル 210 電話 06(6765)2840 FAX 06(6765)2837 『mail·osk-heiwa@able.ocn.ne.jp http://www.osk-heiwa.or

最大のねらいは、9条の「戦争の放 言うまでもなく、今日の憲法の改憲 今日の憲法をめぐる情勢

国への道である。 棄」の廃棄と国防軍の設置・戦争する | 憲法9条の原流| |日本の近代史に輝く |

針で「自主憲法制定に向けた取り組み をおこしてゆこう」と呼びかけた。 演説で「憲法改正に向けた国民的議論 受けて安倍首相は今国会の施政方針 を加速させてゆく」と明記し、これを 会で決定した二〇一三年度の運動方 自民党は、本年三月一七日の定期大

キャスチングボートを握る戦略を描 摘し、憲法の改正に向けて参院選後の 院の三分の二を確保すればよいと指 自民党と我々の勢力を合わせて参議 日本維新の会だ。橋下徹共同代表は、 参院選争点に浮上」と大きく報道し、 く」と書いている。 「こうした中、自民党が期待するのが 朝日新聞(四月九日)は、「改憲・

における重大問題となった。 憲法改正問題は、目前の参議院選挙

次のとおり、まことに驚くべき不見識 と独善の謬論と言うほかないもので について、どう書いているか。それは 「日本を孤立と軽蔑の対象におとし その維新の会が党綱領で憲法改正 絶対平和という非現実的な共同幻

日の日本と世界の新しい平和の動き 和をめぐる日本人民の過去のたたか 未来にも盲目となる」とはドイツのヴ 想を押し付けた元凶の占領憲法を大 にも盲目となっている。 いの歴史を全く顧みないばかりか、今 アイツゼッカー大統領の名言であっ たが、まさにこの日本維新の会は、平 「過去の歴史を正しく見ない者は、

条」を生み出す源流と言うべき貴重 我が国の近代史には、今日の「憲法9

なりましょうよ。

確信を深めたい。 みて、今日の憲法をまもるたたかいに たかいの歴史がある。その歴史を今顧 な先人の軍備全廃を求める平和のた ―歴史を顧みて改憲を許さぬ

中江兆民の時代に先がけた軍備全

的事実を検証する意義は極めて大き ったというべきものであり、この歴史 たかいは、まさに憲法9条の源流であ 日本の近代史に輝く反戦平和のた かつ、重要である。

兆民は一八八七(明治二〇)年に公刊 した「三酔人経綸問答」で軍備全廃を

としても、剣がいかに鋭利であれ、軽 切の刃物を手にせず、一発の銃弾もも 軍備を撤廃したことに乗じて荒々し られるでしょうか。もし彼らが頑迷凶 とうぬぼれているヨーロッパ諸国の 業技術を研究し、ただ純粋に哲学を学 ぶし、軍艦を商船にし、兵士を良民と とびこみ、要塞を破壊し、大砲を鋳つ ち上がり、一挙に自由と友愛の境地に でしょうか。剣をふるって風を切ろう 彼らははたしていったいどうするの たずに、礼儀をもって迎えるとしたら くも侵攻してきたとして、私たちが一 悪で、心に恥じないどころか、日本が び尊重することになったら、文明国だ し、ひたすら道徳の学問を究明し、工 が、アジアの片隅から自信をもって立 人たちは、はたして心に恥じないでい 「中江兆民は次のように言う。『日本

Ô

早くも明治天皇体制に抗して、中江

主張した。 に述べる(一二三頁以下)。 は、その重大な歴史的意義を次のよう 「憲法9条の思想水脈」(朝日選書) これについて、京大教授山室信一著

ともできないでしょう。私たちは風に くてとりとめのない風をどうするこ

> をもって砦とし、友愛を剣や銃砲とす もってなぜ軍備としないのでしょう りたいと憧れながら未だに実行でき あるでしょうか。』 るとき、これに敵対するものが世界に か。自由を軍隊とし、艦隊とし、平等 ないでいる無形の道義というものを

平和を維持し、専制と隷従、圧迫と偏 ことと思われる。戦争放棄・軍備撤廃 先立つ六〇年ほど前に日本人自身に 文と同じスタンスに立つものであろ 地位を占めたいと思ふ』という憲法前 めている国際社会において、名誉ある 狭を地上から永遠に除去しようと努 その意義を説く文章は、『われらは、 日本が率先して踏みきることを促し、 できないでいる戦争放棄・軍費撤廃に る。さらに、他国が望みながらも実行 よってすでに発せられていたのであ て現れた新奇なものではなく、それに という主張は、憲法9条によって初め 想であることは、誰の目にも明らかな 理念とまっすぐにつながっている思 れている。そして、それが憲法9条の まったく同じ国家像が、明確に掲げら 共感をもって迎えた「文化国家」論と 味で、戦後日本において多くの国民が と学術・技術の向上をはかるという意 に先駆けて実行し、一国をあげて道徳 ここには戦争放棄・軍備撤廃を世界

歩と発展を見すえていたのである。 平和憲法が示す戦争の放棄・軍備撤廃 反動的体制下にあっても、今日の我が まさに、中江兆民はすでに早く明治の による平和と正義の新しい歴史の進 山室教授のこの指摘は重要である。

(1) 一九〇一年(明治三四年)五月 八日の社会民主党の結成と平和綱領 社会民主党の結成と軍備全廃綱領

部磯雄らによる社会民主党結成と社 幸徳秋水、木下尚江、西川光次郎、 次に重要な歴史的事実は、片山潜、

小国の私たちは、彼らが内心ではな

Ô しかし、この社会民主党は、無念に

史」は、次のように書いている。 工学院大学教授松下芳男「反戦運動

それは日本で最初の社会主義政党の 全廃すること」が重要課題に掲げられ 誕生である。その「宣言書」には「万 めん」ことを目的として結成された。 民主主義に依り、貧民の懸隔を打破し 会民主党の軍備全廃綱領である。 国の平和を来すためには、先ず軍備を て全世界に平和主義の勝利を得せし 社会民主党は「純然たる社会主義と

領として初めて訴えた。それは、当時 り。今日のごとく万国その利害の関係 りとは古人も已(すで)にこれを言え 多言を要するまでもなし。兵は凶器な 明なる所なりとす。もし不幸にして敗 軍備を拡張して一朝外国と衝突する あった。 次全滅に至らんことを期するなり」と の害の大なるは得て計るべからず。こ き)を交え弾丸を飛ばすことあらば、そ を密にせるに当り、一朝剣戟(けんげ 戦の国とならんか、その惨状もとより 至るべし。これ古今の歴史に照らして 陥り、終(つい)に武断政治を行うに 軍人はその功を恃(たの)みて専横に のあり。我にして幸いに勝利を得るも、 あらんか、その結果や実に恐るべきも (あきらか)に文明主義と反対す。もし こにおいて我党は軍備を縮小して漸 における実に堂々たる平和の訴えで して、軍備撤廃・戦争廃止を政党の綱 「戦争は、これ野蛮の遺風にして、明 そして、「行動綱領」の説明では、

強化の道であった。そして、その解散 争・日露戦争へと向かう軍国主義体制 解散にされた。それは、やがて日清戦 全廃」を主張したからであった。 の最大の理由は、社会民主党が「軍備 法と言われた治安警察法により即日 もその前年に制定され、労働組合死刑

党の最後の日であって、時の内務大臣 「しかしこの宣言発表の日が、その すことができなかった。

をも許されなかったのである。」 我が国最初の団体は、ただ一日の存在 た。斯くして『国際平和』を宣言した 末松謙澄は、逸早く本党の解散を命じ

掲げた社会民主党は、結党と同時に解 る。こうして軍備撤廃を明確に綱領に の処分を受けることになったのであ 治安警察法違反として即日結社禁止 を拒否』した。このため、予告通りに は卑怯の行為であると考え、断然これ から、これらの三ヶ条を削除すること くまで理想主義で進む決心であった 政府の内意を伝えたが、安部らは『あ 削除するならば、結党を許可するとの 般人民投票制、貴族院廃止の三項目を 警察署長が訪れ、綱領の軍備撤廃、 前掲書は、次のように書いている。 「この綱領が印刷所に入る前、所轄の さらに、これについて、山室教授の

掲げて立ち上げた社会民主党の理念 が権力に抗して、勇敢に平和の理念を 流をここに見ることができるのであ ている。まさに、今日の憲法9条の源 は、我が歴史の中に今もその光を放っ したのであった。しかし、幸徳秋水ら 要求を明治政府は権力によって圧殺 いう国民の生存権にかかわる根源的 散を命じられた」(一四三頁) このように軍備撤廃、そして平和と

(2) 田中正造の非戦論

た田中正造にも見ることができる。 しみの解決のためにその生涯を捧げ いは、足尾鋼山の公害による住民の苦 次に注目すべき反戦・平和のたたか

かげて、天皇への直訴を試みたが果た として幸徳秋水が書いた嘆願書をか 抗議して議員を辞任、そして、一九〇 罪で五一名が逮捕・起訴されたことに 請願の途上、凶徒嘯聚(しょうしゅう) 九〇〇(明治三三)年二月被害農民が 鉱毒問題の解決を政府に迫ったが、 年一二月に、もはや他に方策がない 田中正造は衆議院議員として足尾 外

を進めた。

から世界海陸軍全廃論を説き勧めて中正造は、一九〇二 (明治三) 年ごろ 方、庶民が苦しむ戦争に反対の田

奮闘すべきことを自他に課していた 九月九日、佐藤良太郎長女宛書簡)と ならん。誠に残念に候」(一九○四年 すべきもの。もしこれを怠り、もしく ただ人類は平和の戦争こそ常に奮闘 軍全廃を希望し、かつ祈るものに候。 の主義は無戦論にて、世界各国皆海陸 た。さらに「畢竟(ひっきょう)小生 兵あり、なんぞその悲惨なる」と書い 然れども同胞の、海外への国法上の出 すます)非戦論者の絶対なるものなり。 日といえども非戦論者なり。倍々(ま 対していたが、日露戦争が強行される わが理想は非戦なり」(一九〇三年一 六日の原田定助宛書簡では「正造は今 ○月二六日、日記)と書いて開戦に反 に至って一九〇四(明治三七)年四月 いて、軍備全廃に向け平和のために 油断せば、終に殺伐戦争に至るもの 対露問題より先決問題なり。・・・・・ そして、日露開戦前にも「鉱毒問題 (山室教授の前掲書)

見ることができる。 ながる先駆的な平和の理念の発露を こにも我が歴史上、今日の9条につ 「世界各国皆海陸軍全廃せよ」と、

Ô

四

平民新聞の「軍備撤廃・戦争禁絶

明治政府の弾圧に屈せず、反戦平和

内村鑑三らは平民社を設立し、週刊 年三月、堺利彦・幸徳秋水・木下尚江・ のたたかいは続いた。 を告げるなか、一九〇三(明治三六) 「平民新聞」を発行して反戦のたたか いよいよ日清・日露戦争へと風雲急

所以の三大要義也」にはじまる五ヶ条 は「自由、平等、博愛は人生世に在る その創刊号 (同年一一月一五日号)

> の宣言をかかげ、平和と戦争の禁絶に ついては次のように宣言した。

絶せんことを期す。」 世界を挙げて軍備を撤去し、戦争を禁 故に人種の区別、政体の異同を問わず さしめんが為めに平和主義を唱道す 「吾人は人類をして博愛の美を尽く

づく平和の理念が明快に示されてい ここには、幸徳らの世界的視野に基

をかかげ、次のように宣言した。 や「平民新聞」はその第一〇号(一月 至り、開戦はもはや必至の情勢となる 人は飽くまで戦争を非認す」との社説 七日)を 非戦論特輯号として、「吾 その翌年一九〇四(明治三七)年に

の急要なるは、平民新聞創刊の日、 あげて軍備を撤去し、戦争を禁絶する 叫すべきの時は来たれり。・・・・人種 の区別、政体の異同を問わず、世界を 天下萬民の利福の為に、戦争防止を絶 人既に宣言せり。 「時は来たれり、・・・・・正義の為に、 吾

の宣言である。 まさに、これは、気迫にみちた反戦

性」をきびしく解明した。 今日に通ずる正論である「戦争の違法 は之が為に蹂躙せらる。」と批判して、 経済に見て恐る可きの損失也。社会の を政治に見て恐る可きの害毒也。之を 正義は之が為に破壊され、万民の利福 そして、さらにきびしく「(戦争は)

相次いで検挙投獄され、平民新聞は発 治政府の弾圧は激しさを加え、幸徳秋 二九日の第六〇号を最終に廃刊とな 新聞」は一九〇五(明治三八)年一月 処分を受けた。その結果、遂に「平民 行禁止、発売禁止、印刷機械没収等の 水・堺利彦らが新聞紙条例違反により しかし、戦局がすすむにともない明

> 弾圧に屈せず展開された日露戦争反 けをしたという意味で、時流に抵抗し、 擁護の大衆運動に発展していく先が

伝統として生きています。」(二〇頁) 対闘争は、日本人民の誇るべき戦闘的

新約聖書の「一粒の麦」を引用して、

この「平民新聞」の「終刊の辞」は

「平民新聞は一粒の麦種となって死

歴史的事実を次のように述べている。 歴史」(労働旬報社)の中でこの間の 塩田庄兵衛教授は、 その著 1「弾圧の

でざる可らず」「平民新聞死す、嗚呼、 す。多くの麦は青々として此より萌出 でした。 のために、この党は即日禁止されたの 階級にとってがまんのならない主張 民主主義を求める要求で、これら支配 直接投票、貴族院の廃止など、平和と 刺激したのは、軍備廃止、一般人民の 弾圧を加えました。とくに支配階級を て、社会民主党を即日禁止するという 「政府は、さっそく治安警察法を使っ

血なまぐさくいろどられています。こ 闘が、のちに次第に大きな反戦・平和 いう、いわゆる『裁判攻め』にあいま く、懲役刑を宣言されて投獄されると 編集者や執筆者は罰金刑だけではな 由で、新聞はたびたび発売禁止をうけ 壊乱すべき事項を掲載した』という理 けました。『国利を害し、社会秩序を 敢な闘争は、むろんきびしい弾圧を受 ら、軍国主義・帝国主義に反対する勇 働党(今日のソ連邦共産党の前身)に でなく、『敵国』ロシアの社会民主労 社を結成し、週刊『平民新聞』を発行 尚江などの先駆的社会主義者が平民 闘争でした。幸徳秋水、堺利彦、木下 上の初陣は、日露戦争にたいする反対 勢に立ちむかう社会主義運動の事実 のような条件のもとで、このような情 洋戦争まで、戦争につぐ戦争によって つづけました。しかしこの先駆者の奮 したが、かれらは屈しないでたたかい 際的共同闘争を誓いあいました。これ した。日本の人民に呼びかけるばかり して、日露戦争反対の活動を展開しま も呼びかけて、帝国主義戦争反対の国 日本の近代史は、日清戦争から太平

憲法9条をまもりぬく決意新たに 0

その「憲法学」で次のように書かれて いることを想起しよう。 終わりにあたって、黒田了一教授が

をえらぶものといわねばなるまい。 き、国を破滅にみちびく最も危険な道 家の基本方針を変えるようなことが 後の国際情勢の変化により、あるいは 平和の国是を宣明したわが国が、その 意をかため、世界に向かって恒久絶対 すような行為は絶対にしないとの決 省にもとづき、ふたたび戦争をひき起 あるならば、それこそ世界の不信を招 特定国の圧力に屈して、かんたんに国 「第二次世界大戦の悲痛な体験と反

原水爆時代における最もすすんだ、人 体制をみとめていない。それよりも、 たとえば『自衛軍の増強による国の防 度としては、いわゆる『力による平和』、 軍事的参加による国の安全』といった 衛』、或いは 要するに、日本国憲法の基本的な態 『集団安全保障機構への

平民新聞本月本日を以て死す、知らず 全紙面赤刷りで出された。 ン新聞廃刊に対する抗議として全紙 最終号は、一八四九年、マルクス・エ の熱い信念であらうか。そして、この の胸中の熱火、眼底の涙血なり」と書 や全紙眞紅の文字は、是れ満天下志士 面赤刷りで発行した故事にならって、 いた。なんという気迫に満ちた平和へ ンゲルスがプロシヤ政府によるライ これを平和的な手段を通じてのみ解 ある。それは、国連憲章の現体制より かかげて、『いっさいの国際紛争は、 り『絶対非武装・恒久平和』の理想を 類文化の最終段階にあたかもふさわ とにより、これをやがては全世界の諸 日本が率先して、かかる態度を採るこ も、さらに一歩すすんだものであり、 決する』との決意を表明しているので い、『全面的な戦争の放棄』、つま

史に学び誇りをもってまもりぬかね 史の「一粒の麦」を今われわれは、歴 ばならない。 のではないか。このかけがえのない歴 なって、世界に向かって花開いている くもえだして、今、わが憲法第9条と その一粒の麦は死なずにたくまし

(一九三頁)

このように、黒田教授が言われる9

理想・大悲願にもとづくものである。」 人類をその破滅から救済せんとの大 国に及ぼし、もって世界平和に寄与し、

我々は憲法9条の歴史的意味を自覚 なかにあるのである。歴史を顧みて はまぎれもなくわが日本の近代史の このように、今日の憲法9条の源流

> とができることは、我々の誇りである。 の源流を我が国近代史の中に見るこ 条にこめられたこの「大理想・大悲願」

日本維新の会が、平和憲法は「日本

ĝ

上に述べた事実から明白である。 歴史の真実に背く暴論であるかは、以 想」であると誹謗することが、いかに を孤立と軽蔑の対象におとしめた幻

史を知らぬ皮相な改憲論を断固許さ 平和アピールがありました。」と言わ 平和憲法は、今や世界から注目され、 さらなる誇りと確信がもてるではな れているとおりであることに、我々は 禁止する決議を採択すべきだ』という 本の憲法9条のような政府が戦争を 界会議では、『世界中すべての国が日 説で「一九九九年オランダハーグの世 憲法会議の梅田章二幹事長がその演 希望と期待の的となっていることは、 ず、近代日本の非戦のたたかいの歴史 自民党や日本維新の会が唱える歴 「孤立」どころか、日本の

たかいを進めよう。 の一助にここに転載しました。 発表し労作です。 ※本号外は、橋本敦会長が民法協で 憲法学習と闘争

いて、決意新たに憲法をまもりぬくた に、その源流を見る我が憲法9条につ